

保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）

提出日 ____年__月__日

名前 _____年__月__日生（ ____歳 ____ヶ月） _____組（ _____歳児クラス）

この生活管理指導表は保育施設の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って医師が作成するものです。

	病型・治療	保育施設での生活上の留意点	
食物アレルギー（あり・なし）	A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他（新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他）	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要（内容については病型・治療C.欄及び下記C.E欄参照）	★保護者 氏名： 電話（続柄） ① ② ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： ※アナフィラキシー既往歴ありの場合は必ず緊急連絡先の医療機関が記入 ※上記に連絡がつかない場合は119番
	B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーありの場合のみ記載） 1. 食物（原因： _____） 2. その他（医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛）	B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は（ ）内に記入 ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット エレメンタルフォーミュラ その他（ _____）	
	C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ「>>」内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 << >> 2. 牛乳・乳製品 << >> 3. 小麦 << >> 4. ソバ << >> 5. ピーナッツ << >> 6. 大豆 << >> 7. ゴマ << >> 8. ナッツ類* << >>（すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・） 9. 甲殻類* << >>（すべて・エビ・カニ・） 10. 軟体類・貝類* << >>（すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・） 11. 魚卵 << >>（すべて・イクラ・タラコ・） 12. 魚類* << >>（すべて・サバ・サケ・） 13. 肉類* << >>（鶏肉・牛肉・豚肉・） 14. 果物類* << >>（キウイ・バナナ・） 15. その他 << >>（ _____） 「*類は（ ）の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」	C. 除去食品で摂取不可能なもの 病型・治療のC.欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 1. 鶏卵： 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品： 乳糖 3. 小麦： 醤油・酢・麦茶 6. 大豆： 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ： ゴマ油 12. 魚類： かつおだし・いりこだし 13. 肉類： エキス	
	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬「エビペン®0.15mg」 3. その他（ _____）	D. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食材料を教材とする活動の制限（ _____） 3. 調理活動時の制限（ _____） 4. その他 E. 特記事項 （その他特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育施設が保護者と相談のうえ決定）	

◎保育施設における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育施設関係者及び消防機関・医療機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）

提出日 ____年____月____日

名前 ____年____月____日生（ 歳 ヶ月） ____組（ ____歳児クラス）

この生活管理指導表は保育施設の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って医師が作成するものです。

病型・治療		保育施設での生活上の留意点		★保護者 氏名： 電話（続柄） ① ② ★連絡医療機関 医療機関名：
食物アレルギー（あり・なし） アナフィラキシー（あり・なし）	A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他（新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他）	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必須	<p>「緊急連絡先」</p> <p>・アナフィラキシーあり・エピベン所持児童については必ず記入してください。</p> <p>・自院または他の医療機関名を記入してください。他の医療機関を記載する場合は、事前に受診について打合せ等してください。記載がない場合、緊急時は119番に連絡します。</p> <p>※医療機関記入</p>	保護者記入
	B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーありの場合のみ記載） 1. 食物（原因：____） 2. その他（医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛）	B. アレルギー用 1. 不要 2. 必要 ミルフィーユ・____ エレメンタル____ その他（____）		
	C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》	C. 除去食品 病型・治療の____となるもののみ ※本欄に○が____ については、____		
	③IgE抗体等検査結果陽性 食物アレルギーでは一般的に血液検査だけで正しく診断することはできないため、実際に起きた症状と食物負荷試験などの専門的な検査結果から医師が総合的に判断する。従って血液検査のデータ等の記載は必要ない。	①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性（※） ④未摂取		
	④未摂取について 低年齢児ではまだ与えていないような食材に対しては診断根拠を書けない場合（未確定、これから検討する予定）も乳児期から幼児期早期には想定される。それらの子どもに対して離乳食等を進めていく場合に、アレルギーの関与が疑われる未摂取のものに関して、除去根拠は未摂取として記載する。保護者や本人の希望によるものではない。			
1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬「エピベン®0.15mg」 3. その他（____）	D. 食物・食料 1. 管理不要 2. 原因食物 3. 調理法 4. その他（____）	E. 特記事項 （その他特別な____相談のうえ記載）		

以下の欄の項目は重症な食物アレルギー児のみに該当する場合があります。
(厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」P.44、45参照)

1.鶏卵（卵殻カルシウム）
卵殻カルシウムは、卵殻を主原料とするもので、その成分は酸化カルシウムです。焼成（高熱で焼くこと）でも未焼成であっても鶏卵タンパクの混入はほぼなく、除去する必要は基本的にありません。

2.牛乳・乳製品（乳糖）
乳糖（ラクトース）は牛乳に限らず、哺乳類の乳汁に含まれる糖類であるので、牛乳との直接的な関連はありません。しかし、食品表示法で牛乳の拡大表記が認められており、乳タンパクの含有を示唆するので注意が必要です。

3.小麦（醤油、酢、麦茶）
醤油は発酵過程で小麦タンパクは完全に分解されます。醸造酢（米酢、大麦黒酢を除く）に小麦が使用されている場合がありますが、極少量であるので基本的には摂取できます。麦茶は大麦の種子を煎じて作った飲み物であり小麦と直接関係はありません。

6.大豆（大豆油、醤油、味噌）
大豆油に関して、食物アレルギーは特定タンパク質によって誘発されるものであり、油脂成分が原因となることは基本的にはありません。醤油は発酵過程で大豆タンパクは分解されます。重症でなければ利用できることが多いです。味噌の大豆タンパクに関しても醤油と同様です。

7.ゴマ（ゴマ油）
食物アレルギーは特定タンパク質によって誘発されるものであり、油脂成分が原因となることは基本的にはありません。しかし、大豆油と違って精製度が低いゴマ油はゴマタンパクが混入している可能性もあるので注意が必要です。

12.魚類（かつおだし・いりこだし）
だし汁に含まれているタンパク質量は極少量のため、殆どの魚類アレルギーは摂取できます。

13.肉類（エキス）
肉エキスに含まれるタンパク質量は極少量であるため、摂取できます。

◎保育施設における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育施設関係者

保護者氏名